

国民年金は、国内に住む20～59歳の全ての方が加入する制度です。

### 会社などを退職する皆さんへ

60歳未満で、これまで厚生年金などに加入していた第2号被保険者が退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になる届け出が必要です。また、扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する届け出をしてください。届け出をしないと、年金を受給できなくなる場合があります。

#### 被保険者の種類

第1号被保険者	自営業・農林漁業・学生・無職の方など
第2号被保険者	厚生年金などの加入者
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者



**必要書類など** 年金手帳・印鑑・本人確認書類・退職日が確認できる書類(社会保険資格喪失証明書や離職票など)  
**申込み** 市役所保険年金課か西部・大曲・西の里出張所、年金事務所

### 保険料の納付は

届け出をしてから約1カ月後に、日本年金機構から納付書が送付されます。金融機関か郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。口座振替やクレジットカードで納付する方法もあります。

**お得な前納割引制度** 2年・1年・6カ月分をまとめて前納すると安くなります

### 納付が困難なときは

市役所保険年金課か西部・大曲・西の里出張所、年金事務所などで保険料免除・納付猶予の申請をしてください。  
 \*本人と配偶者、世帯主の所得審査があります。退職した場合は、その方の所得審査をしない「失業等による特例免除」の制度があります。特例を利用する場合、雇用の離職票や受給資格者証が必要になります。

### 日頃の備えを再確認しましょう

新学期・新年度にあたり、学校・職場近くの指定避難所、避難経路などを再確認し、万が一に備えましょう。

#### 自宅の耐震診断

専門家に相談し、必要な場合は補強



#### ブロック塀の点検

ひび割れや壊れているところがないか確認



#### 家具などを固定

大きな家具は倒れないように固定。落下によるけがを防ぐため、家具の上にテレビなど重いものを置かない



#### 家族での話し合い・備蓄品の確認

災害発生時の役割分担や集合場所、連絡方法を確認。  
 非常備蓄品は最低でも3日分、できれば1週間分以上の食料品や飲料水のほか、毛布や衣類、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池などを用意

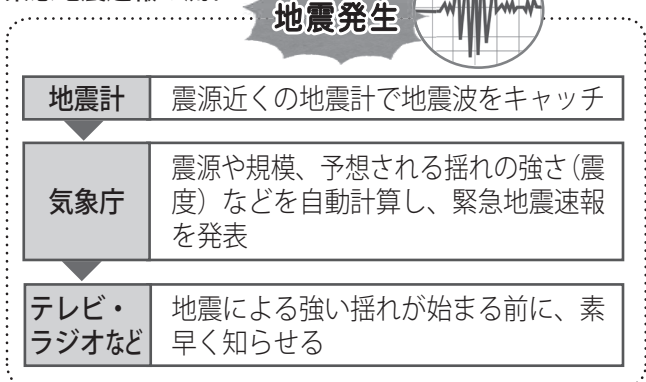


市では、避難所の開設や運営に備えて食料品や暖房・照明器具、衛生品などを備蓄しています。  
 また、昨年9月の北海道胆振東部地震の発生を受け、本年度中に防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して、食料品や発電機、投光器、間仕切り用の室内テントなどを追加備蓄することにしています。

### 緊急地震速報が発表されたら

緊急地震速報とは、小さな揺れを感知して、大きな揺れをテレビやラジオなどで知らせる仕組みです。速報が流れてから、数秒から数十秒後に大きな揺れが来ることが予想されます。

#### 緊急地震速報の流れ



### 地震が起きたら

- ①まず、身を守る
- ②安全を確保して火の始末
- ③出口の確保
- ④自宅の安全を確認

